資料６

宿泊分野育成就労協議会規約（案）

（名称）

第１条　本協議会の名称は、宿泊分野育成就労協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第２条　協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、宿泊分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行い、必要な措置を講ずることを目的とする。

（活動内容）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

一　育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知

二　育成就労外国人の受入れに係る人権上の問題等への対応策の検討

三　育成就労実施者及び監理支援機関（以下「育成就労実施者等」という。）に対する法令遵守の啓発

四　育成就労実施者の倒産時等における育成就労外国人に対する転職支援（育成就労実施者等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な検討）

五　就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

六　地域別の人手不足の状況の把握・分析

七　上記六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れの自粛要請や、育成就労実施者による他の機関に雇用されている育成就労外国人の引抜きの自粛要請等を含む。）

八　宿泊分野における生産性の向上や国内人材確保のための取組の調査・啓発

九　育成就労実施者が構成員であることの証明

十　育成就労外国人に係る「育成・キャリア形成プログラム」の策定・更新

十一　行動規範の策定・更新

十二　育成就労外国人及び育成就労実施者に対する、公租公課の納入に係る啓発

十三　その他、第２条の目的を達成するために必要な情報・課題の共有、協議等

（構成員）

第４条　協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

一　有識者

二　育成就労実施者（育成就労実施者になろうとする者を含む。）

三　監理支援機関

四　宿泊事業者団体

五　試験実施機関

六　外国人技能実習機構（外国人育成就労機構が設立されたとき以降は、外国人育成就労機構）
七　警察庁
八　出入国在留管理庁
九　外務省
十　厚生労働省
十一　観光庁

２　構成員は、前条に規定する協議会の活動に対し、必要な協力を行う。

（会議）

第５条　協議会の招集は、事務局が行う。

２　前項の場合において、事務局は、構成員のうち、協議会の議事に関係する者のみを招集することができる。

３　協議会は、事務局の判断により、書面による持ち回りにより開催することができる。ただし、年に１回以上、持ち回り以外の方法で開催することとする。

４　協議会は、事務局が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（決議）

第６条　協議会は、第３条第７号に規定する自粛要請その他事務局が特に必要と認める事項に関して、事務局により発議された決議案を、構成員による有効投票数の半数以上の賛成を得て決議することができる。議決権は、１機関につき１票とする。

（事務局）

第７条　協議会の事務は、観光庁参事官（旅行振興）が行う。

（入会、退会等）

第８条　協議会の構成員となろうと-する者は、事務局の定める様式により、届出を行うものとする。

２　協議会の構成員となろうとする者は、運営規程に定める事項に同意しなければならない。

３　第１項の場合において、協議会の構成員となろうとする者が、育成就労実施者（育成就労実施者になろうとする者を含む。）である場合は、別紙の誓約書を提出するものとする。

４　第１項の場合において、協議会の構成員となろうとする者が、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第３条第１項の許可を受けて同法第２条第２項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第３条第１項の許可（風俗営業法第２条第１項第１号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所（以下「対象就業施設」という。）において、育成就労を行わせようとする場合は、第３項に定める誓約書の提出と併せて、接待防止マニュアルを提出するものとする。

５　第１項の規定により構成員となった育成就労実施者等は、運営規程に定める事項を遵守しなければならない。

６　育成就労実施者等は、前項の届出事項のうち次の事項について変更がある場合、事務局の定める様式により、変更の届出を行うものとする。

一　育成就労実施者等の名称、代表者、所在地又は担当者の変更

二　育成就労外国人に育成就労を行わせる施設の変更

三　監理支援機関の追加又は変更（育成就労実施者に限る。）

四　育成就労実施者の追加又は変更（監理支援機関に限る。）

五　育成就労外国人の国籍又は人数の変更（育成就労実施者に限る。）

六　その他、第２条の目的を達成するために事務局が必要と認める事項

７　第６項第２号の場合において、育成就労を行わせる施設が対象就業施設となるときは、当該育成就労外国人に育成就労を行わせる前に、変更の届出と併せて、接待防止マニュアルを提出するものとする。

８　事務局は、第１項の届出を受理した場合、育成就労実施者等に対して、その旨を書面にて回答するものとする。

９　事務局は、すでに構成員となっている育成就労実施者等の求めがあった場合には、当該育成就労実施者等が協議会の構成員であることを証明する書面を発行することができる。

１０　育成就労外国人の受入れを終了した等の理由により協議会から退会をしようとする育成就労実施者等は、事務局が定める様式により、届出を行うものとする。

（雑則）

第９条　本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は運営規程において定める。

２　協議会開催に係る諸謝金等の支払いについては、第４条第１項第１号に掲げる者を除き行わない。

附　則

この規約は、令和８年●月●日より施行する。